

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和7年11月17日 午後 2時00分

2 閉 会 令和7年11月17日 午後 3時50分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	三 上 啓 子
委 員	瀬 尾 英 子

5 会議に出席した者

教育部長	江 口 真 弓
教育部参事兼教育総務課長	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動改革推進室長	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊
こども夢づくり課長	大 西 隆 之
文化スポーツ部生涯学習課長	小 原 靖 子
学校教育課主幹	西 恵 子
教育総務課長補佐	前 原 夕美子

6 会議録署名委員

久 山 延 司	三 宅 眞砂子
---------	---------

7 付議事件

議案第23号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第6号）について 原案可決

議案第24号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）について 原案可決

議案第 25 号	総社市公民館条例の一部改正について	原案可決
議案第 26 号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案可決
議案第 27 号	放課後児童クラブ指定管理者の指定について	原案可決
議案第 28 号	総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部改正について	原案可決
議案第 29 号	総社市児童発達支援センター指定管理者の指定について	原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後２時００分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案７件が付議されております。まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、三宅委員にお願いします。

では、議案第２３号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第６号）について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、議案第２３号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第６号）について」ご説明いたします。議案をご覧ください。本件につきましては、各課で雇用しております会計年度任用職員の報酬等につきまして、人事院勧告による給与改定や、当初予定していた雇用人数に対する実人数の見込み等に伴い、予算を補正するものでございます。人事院勧告による給与改定につきましては、主に２点ございまして、１点目は、初任給・若年層の俸給水準、これが会計年度任用職員の報酬額の基礎となっているものになりますが、この水準の引き上げと、２点目は期末勤勉手当の支給月数の引き上げでございまして、このことに基づきまして、報酬や期末勤勉手当、通常であれば増額となるものでございますけれども、会計年度任用職員のうち、調理員・業務員分については、今年度の当初予算において、給料表をこちらが見誤っていたことによりまして、過大に積算をしていたところから、人事院勧告による給与改定の増額分と差し引きした結果、減額となっております。それから、実雇用人数の見込みが、当初の想定人数よりも減ったものにつきましても、減額をしております。予算の内訳につきましては、各課、予算科目ごとに議案の１ページ目から６ページ目まで、それぞれ記載の通りでございまして、本補正額といたしましては、総合計で１８２０万５０００円の減額となっております。議案第２３号については以上でございまして。

◆久山教育長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございませんか。ないようでしたら、議案第２３号については可決ということよろしいですか。

（異議なし）

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは、議案第２４号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第７号）について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 失礼いたします。それでは、議案第２４号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第７号）について」、まずは学校教育課分について、ご説明をいたします。【歳出】といたしまして、大事業/国庫支出金等返還金 節/償還金、利子および割引料 細々節/返還金の４８７万１０００円は、令和６年度子ども子育て支援整備交付金の事業費の確定に伴うものでございます。これは、放課後児童クラブの委託料が、開所日数や児童数等によって決定することと、施設整備の執行状況により返還が生じたものでございます。学校教育課分は以上です。

◆大西こども夢づくり課長 失礼いたします。続きまして、こども夢づくり課分につきまして、ご説明いたします。便宜、【歳出】予算からご説明をいたしたいと思っております。歳出予算、諸費/国庫支出金等返還金１１８４万６０００円の計上につきましては、過年度補助事業の

清算による国・県への返還金でございます。次に、【歳入】予算につきましては、諸収入/雑入 1780万8000円につきましては、歳出と同様に過年度事業の清算による、国・県からの追加交付でございます。こども夢づくり課からは以上でございます。

◆**藤原教育総務課長** 続きまして、2ページをご覧ください。そちらに、債務負担行為の表を記載しております。債務負担行為、聞き慣れない言葉だと思いますが、地方自治体の予算の原則といたしまして、会計年度独立の原則というものがございます。債務負担行為についてはその例外ということでございまして、単年度で収まらないもの、例えば複数年度にわたって借上げをしないといけないものでありますとか、契約行為だけその前年に行って、翌年度の事業完了後に支払いをするといったように、年度をまたぐものについてはあらかじめ債務負担行為を設定して予算執行しようとするものでございます。では、そちらに記載しております、個別の事業について順に説明をいたします。まず、教育総務課の、義務教育学校スクールバス運行委託でございます。これは、旧維新小学校側の児童を、昭和五つ星学園へ送迎するバスの運行委託に係るものですが、これまでは地元、昭和地区の運行事業者と随意契約で契約を締結していたものを、来年度以降、広く入札により相手方を決定し、契約する方法に改めようとするもので、今年度中に入札を行い、相手方を決定するため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。次に、地食べ学校給食センターえがおの、学校給食用賄材料経費でございます。食材の購入にあたっては、その種類によって、4月から1年間を通して購入するもの、学期単位で購入するもの、月ごとに購入するものがございます。4月から実際に購入するものにつきまして、今年度中に入札を行い、相手方を決定し契約する必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。教育総務課、地食べ学校給食センターえがお分については以上でございます。

◆**小原生涯学習課長** 続きまして、総社市一般会計補正予算（第7号）分のうち、生涯学習課分についてご説明いたします。社会教育施設である総社市水辺の楽校及びきよね夢てらすの指定管理につきまして、令和8年度から令和12年度までの5年間の指定管理委託料の債務負担限度額について補正予算計上するものでございます。最低賃金の改訂により、最低賃金が上昇したこと等から、人件費について増額し、総社市水辺の楽校が3453万5000円、きよね夢てらすが3576万円とするものでございます。以上でございます。

◆**久山教育長** ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございませんか。よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第24号については、可決ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◆**久山教育長** ありがとうございます。議案第24号については可決いたしました。

それでは、議案第25号「総社市公民館条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆**小原生涯学習課長** 議案第25号「総社市公民館条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。この条例改正につきましては、昭和公民館の分館区域を一部変更しようとする

するものでございます。１ページおはぐりいただいて、参考資料をご覧ください。現在の昭和公民館分館区域は、上から２つ目の図になります。１番上の図から２番目の図に区域が変更になったのは、令和６年４月に、五つ星学園義務教育学校の設置に伴う条例改正からでございます。それまで小学区で定められていたものが、２番目の図のように字ごとにと定められました。これにより、種井の一部区域について、水内分館であったものが富山分館に変わりました。地域住民から、生活の現状に合わせて分館区域を変えて欲しい、戻して欲しいとの声が上がリ、１年をかけて協議を重ねてまいりました。また協議の中で、宇山についても変更してほしいとの要望が上がりました。どちらの区域とも、生活の実情・実態に合わせた地元住民総意の要望であることから、１番下の図のように、種井の一部については以前の区域に戻し、水内分館へ変更し、宇山については、日美分館から富山分館に条例改正するものでございます。附則といたしまして、この条例改正は令和８年４月１日から施行することとしております。以上でございます。

◆久山教育長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございませんか。これは令和６年に変えたばかりなのですが、その時に五つ星学園の設置ということで、令和６年にこういうふうにしたわけですが、それを今回変えて、五つ星学園の運営とか、そういうことには支障はありませんか。

◆小原生涯学習課長 地元の方の五つ星学園の運営、それから地域づくり協議会の運営、町内会の運営等、様々なところの団体にもお伺いしましたが、なんら影響はないということでした。

◆久山教育長 ありがとうございます。そのほか、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。それでは、議案第２５号につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◆久山教育長 ありがとうございます。議案第２５号については可決ということに決定しました。

それでは、議案第２６号「総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 失礼いたします。それでは、議案第２６号「総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について」ご説明いたします。これは、総社中央小学校区放課後児童クラブの増設に伴い、定員の改正を行うものでございます。改正前は、２部屋で定員が８０人でしたが、今回増設で、１部屋５０人定員の２階建ての増築に伴い、定員を１００人増加し、合計１８０人とするものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございませんか。

◆三宅委員 ●だいたい入れるようになるのですかね。

◆村山学校教育課長 完成の引き渡しは１２月末の予定です。１月に入ってから施設に備品等を入れていきます。今現在、学校施設を１部屋借りて運営をしております。その児童を

今年度中には、引っ越しを行う。来年度からは2部屋あるので、募集定員を増やすという予定でございます。以上でございます。

◆久山教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はございませんか。よろしいか。

◆児島委員 定員が増えるのはわかるけど、対応する人たち、支援員の人材は大丈夫なのですか。

◆村山学校教育課長 失礼します。各クラブによって人材の確保が様々なのですが、今のところ、総社中央小学校のクラブの方では、今2つの部屋、実質もう1部屋で3つ運営しているのですが、来年度4支援単位で運営はできる見込みというふうに聞いております。以上です。

◆久山教育長 一気に6年生まで行けるということですか。

◆村山学校教育課長 今年は4年生まで受け入れをしております。来年度が、5年生6年生はどれくらいの希望があるかというのが不確定ではありますので、今のところクラブの方としましては、6年生まで募集はします。ただし、もし定員より多くなったら、3年生までは確実に受け入れる。4年生以降はお断りするかもしれないというふうな案内を出す予定にしています。以上です。

◆久山教育長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

◆三上委員 すみません。そのお断りの件ですが、ローテーションをすとかそういう方向ではなく、人数が増えたらもうお断りをしていくという方向なのですか。

◆村山学校教育課長 失礼します。ローテーションも考慮するというのですが、ローテーションだけで対応できないようなことがあれば、できるだけ受け入れるようにはしたいが、無理だったというふうに聞いております。

◆久山教育長 最大限の受け皿を作ったうえで、実際に希望者がどれだけ出るかというのは、やってみないとわからない部分があるので、それによって対応を、教育委員会とクラブで協議していくということだと思います。

◆三上委員 柔軟な対応をして、できるだけ受け入れられる分は受け入れていこうという形で動いているということですね。

◆久山教育長 それではこの件は、よろしいでしょうか。それでは議案第26号について、可決ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 議案第26号は可決しました。

では、議案第27号「総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 それでは、議案第27号「総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について」ご説明いたします。まず、8月の定例教育委員会でご報告しました通り、今年度で現指定管理事業者の指定管理期間終了に伴い、令和8年度からの放課後児童クラブの運営形態の在り方について、8月4日の選定委員会で協議し、現指定管理事業者である各運営

委員会に、令和８年度からの指定管理申請に係る書類の提出を依頼をいたしました。９月１９日に、すべての運営委員会から申請書類の提出がありました。その書類をもとに選定委員会で、運営団体の審査等を行い、教育委員会として答申を受けました。資料の、参考資料の方をご覧ください。裏面の方です。選定の理由というところです。差し替えを本日机の上に置いていたと思います。そちらをご覧ください。選定の理由としましては、保護者や地域との連携、各クラブの実態に応じたきめ細かな保育が期待できるということから、公募によらず、現指定管理候補者に再指定することが適当である、というふうな答申を受けております。また各クラブの、人員構成の現状等を勘案し、指定期間は３年間とすることが望ましいとのご意見もいただきました。また、そちらに記載はないのですが、付帯事項といたしまして、選定基準の方に、今回出してもらった書類の方に、個人情報保護の規約等の記載を求めています。この記載を、今のところはないが今年度中に行うというふうな申請書で書類が出ているクラブがあります。この記載を求めたことは、今回新たに守秘義務について、規約等で明文化するということを求めています。これまで守秘義務につきましては、市の条例で定められており、これに従っていたところですが、雇用者としての責務を明確にするということで、この項目について申請書では今後記載予定としているクラブがいくつかありました。これは、申請書の提出期限と各クラブの運営委員会の開催日の関係から、申請の段階ではまだ規約に反映することができず、申請書を出していただいた後の運営委員会の議決をもって記載する予定であるため、記載について確認すべきであるという付帯事項がありました。今回の指定にあたり、各クラブからは、３月に改めて令和８年度の事業計画の提出の依頼をいたします。その依頼の計画書で、記載については確認をする予定でございます。この答申を受けまして、議案の方にあります現運営委員会に指定管理委託事業者として再指定し、指定の期間は３年間とするということでお諮りをいたします。以上です。

◆久山教育長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議案第２７号について、可決ということによろしいでしょうか。

（異議なし）

◆久山教育長 ありがとうございます。議案第２７号は可決しました。

それでは、議案第２８号「総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」事務局から説明願います。

◆大西子ども夢づくり課長 失礼いたします。議案第２８号「総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」ご説明いたします。この条例改正につきましては、国の内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴いまして、関係条文の整備を行おうとするものでございます。資料の改正前後表をご覧ください。本改正は、第１条から第４条までの４項の条例の一部改正を行おうとするものでございまして、まず第１条は、総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。主な改正内容でございますが、まず第

13条では、虐待等の禁止について、児童福祉法の改正により、保育所等の職員が所内で行った児童への虐待についての通告に関する規定が国の方で整備されたことから、関係条文の表記を改めようとするものでございます。次の第18条の利用乳幼児及び職員の健康診断につきましては、新たに挿入しております表中の左欄に掲げる健康診断または、母子保健法第12条、第13条に規定する乳幼児に対する健康診査の内容が、表中の右欄に掲げます、家庭的保育事業の利用開始時の健康診断等の全部または一部に相当すると認められ、かつ家庭的保育事業者等がその結果を把握しようとする場合は、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとするものでございます。次に第24条、第30条、第32条、第45条及び第48条におきましては、児童福祉法の改正により、特定の都道府県及び指定都市におきまして、保育士と同様に業務を行うことができる地域限定保育士の制度が創設されたことから、保育士定義に地域限定保育士を含めようとするものでございます。続きまして第2条ですが、総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。まず第12条では、先ほどの第1条での一部改正にもございました、地域限定保育士を保育士定義に含めようとするもの、また第14条では、こちらも第1条にございました、虐待等の禁止に係る関係条項の表記を改めようとするものでございます。次に、第3条ですが、総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。まず第26条では、先ほどの第1条、第2条でもございました、虐待等の禁止に係る関係条項の表記を改めようとするものでございます。最後に、第4条ですが、総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。まず第14条では、第1条から第3条と同様に、虐待等の防止に係る関係条項の表記を改めようとするもの。第23条では、第1条、第2条にございました、地域限定保育士を保育士定義に含めようとするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。議案第28号につきましては以上となります。

◆久山教育長 ただいま事務局から説明がありました、議案第28号について、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

◆三宅委員 すみません。健康診断は入所時に全部するようになっていますが、市の方の健診などでしていればそれで代用できるというふうに理解していいのですか。

◆大西こども夢づくり課長 ここで改正になります内容ですけれども、健診の情報提供というところで、市で実施しております、乳児健診とか1歳半健診、3歳児健診、こういったもので健診をしていけば、家庭的保育事業所で、こちらの方でも年に1回、年に2回くらい健康診断をするのですけれども、市の方で実施していれば、その方の情報がいただけるのであれば、その情報が代用できるという形になります。ただその情報提供のやり方等につきましては、今まだ検討中でございます、内容的には、市の方でしていれば園の方でなくても代用できるという形のものでございます。

◆三宅委員 それも大変ですね。市のほうのは、保護者の同意をもらわないといけない。別

に健康診断をする場合は、園医であれば無料ですけど、園医でなければある程度健康診断料をもらうようになる。

◆大西こども夢づくり課長 そういった場合は、情報提供といった形が取れば。

◆三宅委員 医者の方はあまり関係ないけど、事業所の方が関係ありますね。

◆大西こども夢づくり課長 そうですね。事業所の方ですね、実際は。

◆久山教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは議案第28号について、可決ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。議案第28号については可決しました。

それでは、議案第29号「総社市児童発達支援センター指定管理者の指定について」事務局から説明願います。

◆大西こども夢づくり課長 失礼いたします。議案第29号「総社市児童発達支援センター指定管理者の指定について」ご説明いたしますので、資料をご覧ください。令和7年8月の教育委員会におきまして、児童発達支援センターの指定管理候補者の選定につきまして、ご報告のほうをさせていただきましたが、この議案につきましては、指定管理者の指定についての内容となります。改めまして、総社市児童発達支援センターは、平成18年4月以降、指定管理での管理運営を実施しておりますが、現在の指定管理期間が、令和8年3月31日をもって満了いたします。この度指定しようとする指定管理者は、現在も指定を受け管理運営を行っております、総社市小寺365番地 社会福祉法人 総社市社会福祉事業団でございます。児童発達支援センター総社市立総社はばたき園の管理運営におきまして、現指定法人は、職員と利用者との長期継続的な相互の信頼関係が築かれていること、同法人は総社はばたき園の管理・運営を行うために設立された経緯があること、また現在も継続して、良好な運営がなされていることなどを考慮しまして、引き続き指定しようとするものでございます。総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条但し書きの規定の適用をしまして、指名方式により指定しようとするもので、同条例第4条第2項に基づきまして設置しました選定委員会におきまして、申請の内容について審査した結果、同条例第4条第1項に規定する要項を満たしており、現指定法人を指定管理候補者とすることが適切であると選定したことから、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、地方自治法第244条の2第6項の規定に従い、議会の議決を経て指定しようとするものでございます。議案第29号は以上でございます。

◆久山教育長 議案第29号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

◆児島委員 「かしゅかしゅ」って何ですか。

◆大西こども夢づくり課長 「かしゅかしゅ」というのは、児童発達支援センターの総社はばたき園が運営しているのですけれども、同じ事業者が運営しております、児童発達支援ですね、デイサービスののような形で運営している、1つの事業でございます。その事業の名称が「かしゅかしゅ」。フランス語か何かでももとは名称をつけていたと思うのですけど、

意味までは記憶していないのですが、児童発達支援事業所の名称を「かしゅかしゅ」として運営しているところでございます。フランス語でかくれんぼという意味でございます。

◆**児島委員** 我々でも読みにくいのに、ここへ行っている人たちは、この名前を言えるのかね。

◆**三宅委員** 通っている子たちはちょっと。親は「かしゅかしゅ」に通っていますと。

◆**大西こども夢づくり課長** そうですね。

◆**久山教育長** ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、議案第29号については、可決ということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** ありがとうございます。議案第29号については可決しました。

それでは、続きまして、教育長報告ということで、特に報告事項としてはありませんが、11月28日から11月議会が始まります。新メンバーによる初めての本会議ということでもあります。どういう質問が出るか分かりませんが、教育委員会にとって、また教育にとって、プラスになっていくような議論がしっかりできたらなというふうに思っております。それから、小・中学校、義務教育学校の教員の、人事異動の業務が本格的に始まります。小・中学校、義務教育学校の教員の人事は、任命権者は県教委ということではありますが、市町村の教育委員会の内申により、県の教育委員会が決定するというふうになっておりますから、内申に基づき、ですね。3月にこの教育委員会で内申議決をいただきます。その議決によって、県の教育委員会が開催されて、そこで決定という仕組みになっておりますが、その内申議決に至るまでの人事異動案を作成していく。県の教育委員会と市町村の教育委員会が協議しながら進めていくという形になります。そういうことで、いよいよ本格的に話し合いの業務が始まっていくということでもあります。これは、途中の進捗状況をご説明するのはなかなか難しいので、これからそういう具体的な業務が始まりますよということを、今日ご報告させていただきます。以上でございます。何かご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、報告事項に移ります。報告事項(1)「令和8年「二十歳の集い」の開催について」事務局から説明願います。

◆**小原生涯学習課長** 報告事項(1)「令和8年「二十歳の集い」の開催について」ご報告をいたします。開催は、令和8年1月11日曜日午前11時から12時30分まで、市民会館で予定しております。対象者は約730人でございます。市役所旧庁舎の解体工事による、駐車場不足が予測されることから、前回と同様に、臨時駐車場をスポーツセンターとし、バスでの送迎を予定しております。式典内容は、実行委員11名と協議を重ねておりまして、実行委員の意向を尊重しつつ、心に残る式典となるようサポートをしているところです。式典案内は、12月中旬ごろの予定で準備中でございます。「二十歳の集い」につきましては以上でございます。

◆**久山教育長** ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

◆三上委員 今年の実行委員は、均等でなくても各校から出ていますかね。

◆小原生涯学習課長 締め切りを直前にして、なかなか人が集まらなかったところなのですけれども、声掛けをさせてもらって、各校1人以上はいる予定ですが、均等とまではいっておりません。以上です。

◆三上委員 ありがとうございます。

◆久山教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは次に、報告事項(2)「問題行動等調査の結果について」事務局から説明願います。

(【事務局説明】)

◆西学校教育課主幹 失礼します。では、報告事項(2)「問題行動等調査の結果について」説明します。本日お配りしている資料について、説明をさせていただきます。「令和6年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」の資料と、カラー刷りのスライドを印刷している資料とをお配りしていると思います。カラー刷りのスライド資料は、前に映し出しているものと同じになっておりますので、よろしくお願いします。どちらの資料とも取扱注意となりますので、取り扱いには十分お気をつけください。それでは令和6年度の問題行動等調査の結果について説明をします。まず資料の1・2ページには、小学校・中学校でのいじめの認知件数とその経年変化、1校当たりの認知件数をお示ししています。2ページ・3ページには、全国や県との比較をお示ししています。スライドをご覧ください。このグラフは小学校のグラフになります。令和6年度、小学校のいじめの認知件数は202件で、1000人あたりの認知件数にいたしますと、51.23件となりました。小学校では、総社市の数値はわずかに減少しておりますが、学校が初期段階のいじめを見逃さず、いじめとして対応しているものと捉えています。次に、中学校のグラフです。中学校では、認知件数は54件で、1000人あたりの認知件数は、27.11件でした。小学校も中学校も、全国・県ともに認知件数は増加しています。認知件数の増加については、いじめの認知に対する理解が広がっているということが言えます。次に、総社市の学校別いじめ認知件数です。学校によって認知件数にばらつきがあります。いじめの認知について、学校内での共通理解が必要だと考えています。スライドにはお示ししていませんが、令和7年、今年度の10月末現在のいじめの認知件数は、小学校が124件、中学校が23件となっています。今年度まだ、いじめの認知件数が0件の学校もございます。次に、いじめの発見のきっかけです。総社市の特徴としまして、いじめの発見のきっかけが、学校の教職員による発見の割合が低く、本人や保護者からの訴えの割合が全国や県の値と比較して、多いということが言えます。これはいじめが見えにくく、教職員が気づくことができないところで発生しているということも考えられます。また、本人や保護者からの訴えが多いということは、教育相談等の体制が充実しており、相談ができる環境が整っているということも言えます。次に、いじめの対応についてです。「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」というケースが多くなっていますが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目が、毎年増加している傾向があります。SNSのトラブルについては、見えない

ところで起こっており、発見が遅れ、写真等が拡散されてしまうということもあります。情報モラル教育を発達段階に応じて今後、適切に行っていく必要があります。続いて、こちらの資料の5ページの(9)重大事態の発生件数についてですが、全国的には増加の傾向にあります。総社市ではいじめ防止対策推進法第28条第1項1号及び2号に規定する重大事態として対応したケースはありませんでした。続いて、長期欠席、不登校についてです。スライドをご覧ください。まず、長期欠席についてです。長期欠席は、欠席している理由は問わず、年間30日以上欠席をしている児童・生徒の出現率です。全国・岡山県ともに増加していますが、総社市でも小学校・中学校ともに増加をしています。次に、不登校出現率です。小学校は不登校出現率が、1.34と令和5年度と比較して増加しました。こちらは中学校のグラフです。中学校は2.71とわずかに減少をしています。小学校・中学校を全国と比較したグラフです。全国的に不登校出現率は、かなり増加をしておりますが、総社市は全国と比較すると、出現率は低い状態を保っています。日ごろから未然防止としての「だれもが行きたくなる学校づくり」を継続して取り組んでいること、別室等の対応で児童・生徒の居場所を確保していることで、不登校出現率を低い水準で保っていると考えられます。しかし、全国的にも増加している現在、総社市も増加傾向にあります。今後も新たな長期欠席・不登校を減らすためにも、子どもたちが学校に行きたいと思える、魅力的な学校づくりの推進と、欠席をしている子どもたちに組織的な対応を行うことが重要だと考えています。スライドにはお示ししていませんが、参考までに、今年度の10月、令和7年10月末現在の状況ですが、長期欠席児童・生徒数は、小学校が74人、中学校が161人で、昨年の同時期と比較すると、10人減少をしています。不登校の状況については、小学校が25人、中学校では57人で、これも昨年の同時期と比較すると、小・中ともに減少しているのが今年度の現状です。次に、資料の8ページ(5)には、不登校児童・生徒について把握した事案について書かれています。総社市では、「学校生活においてやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつ」の相談があった、「生活リズムの不調に関する相談があった」のケースが多くなっています。全国と比較して大きく差があるのは、「個別の配慮についての求めや相談があった」というケースです。不登校の要因には、様々なケースがあり、学校が本人・保護者に粘り強く、丁寧に関わり、今後も継続した支援が必要となってきます。次に、スライドをご覧ください。これは、総欠席日数の推移になります。小学校・中学校ともに増えています。休むことへの本人や保護者の意識が、コロナ禍により変化しました。また、休むことへのハードルが下がってきている、ということも言えるかもしれません。長期欠席者、30日以上欠席の子どもたちの平均欠席日数は、令和5年度と比較すると、わずかですが減少をしました。これは、別室等の対応により、少しでも、週に1回でも、週2回でも学校に登校できるようになった子どもたちが増えているということが言えます。今後も欠席が続いている児童・生徒の背景に何があるのか分析し、状況に応じた支援が必要となります。このスライドは、支援状況別長欠状況です。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の支援のない児童・生徒のうち、状態4・5で令和5年度長欠経験者の数と、令和6年

度新規長期欠席者の数になります。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーにつなげて、支援の手を広げることが重要です。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等の専門家に適切な助言をもらうことで、支援のない無支援の状態をなくす必要があると考えています。最後に暴力行為についてです。令和6年度は、1つの小学校で加害児童1名で1件、中学校が2つの中学校で加害生徒6名で6件発生しました。小学校・中学校いずれも、1000人あたりの発生件数は、全国や県に比べ低くなっておりますが、中学校では増加の傾向もみられています。今後より一層、暴力行為の未然防止のための人間関係づくりや、環境づくりが必要となります。最後に、総社警察署管内の検挙補導数を、参考にお示ししています。令和6年度は、令和5年度と比べると減少してはいますが、令和4年度以降増加の傾向がみられています。このグラフは、延べ件数を表しており、特定の生徒が複数件補導されているというのが、総社市の今の状況になっております。問題行動調査の結果については以上です。

◆久山教育長 たくさんありましたけど、今の問題行動等調査の説明に対するご質問、ご意見がございましたらお願いします。

◆瀬尾委員 小学校、中学校ともに、欠席は電話連絡ですか。

◆西学校教育課主幹 現在欠席に関しては、電話でされる方もいますが、ほとんどが学校連絡用アプリの「すぐーる」で行っている方が多いです。小学校、中学校両方とも。

◆瀬尾委員 ありがとうございます。

◆久山教育長 ほかにございませんか。

◆三上委員 何点かよろしいですか。1点目ですけど、いじめの認知状況のところの、小学校も中学校もですけど、取組中というところがありますが、解消したものも多く、学校の努力が素晴らしいなと思っているのですが、取組中のもので、本年度の取組ですか。それとも継続して、令和5年度からずっと継続して取り組んでいるものも含まれているのですか。

◆西学校教育課主幹 取組中の件数に関しましては、先ず解消の定義が、3か月以上経過していること、それから本人・保護者ともにいじめの状態はないということが確認できているという、この二つの条件が必要となります。解消していない取組中のケースに関しては、ほとんどが3月末時点で、3か月経過していないであったり、今後も丁寧な見取りが必要であるというケースになりますので、現段階で取り組んでいるケースもあれば、もう10月ですのですでに解消しているケースもこの中にはあると考えられます。

◆三上委員 今後も継続して、続いているわけではないけれど、見ていった方がいいというものもあるということは、解消はしているという捉え方をしているということですかね。ありがとうございます。

◆久山教育長 ほかにございませんか。

◆三上委員 よろしいですか。いじめの発見のきっかけですが、先ほど、教育相談の体制が整っているということと、いじめが見えにくいということで、発見のきっかけの特徴的なものを報告していただきました。教育相談体制が整っているということと、先生に訴えやすい

という良い点はあると思うのですが、なかなかそれだけでは把握できないものもあると思いますので、いじめは見えにくいものではありませんが、担任の先生方の細やかに子どもたちを見ていくということも是非大切にしていきたいと思います。

◆久山教育長 ほかにはございませんか。よろしいでしょうか。長期欠席者と不登校の関係というのは微妙なところで、不登校の数というのは比較的少ない。しかしながら、長期欠席者の数はかなり多いという状況が続いています。これは、不登校が長期欠席者の中に含まれる。その内容によってさび分けをしているということなので、教育委員会としては、不登校が少ないから大丈夫とかいうのではなくて、総欠席日数をしっかり見ていく。欠席日数の全体の欠席日数を減らしていく、そういう取組が必要なのではないかなということで、学校にはお話をしているところであります。

◆三上委員 すみません。先ほどの支援状況なのですけれども、なかなか専門家と、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとつなぐのが難しい状況が数値から見えてきたのですが、そのあたりはどのような困難があり、つなげるためにどのように学校が取り組んでいるかというのを、お伺いしてよろしいですか。

◆西学校教育課主幹 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへのつなぎという部分に関しては、本人や保護者がつながなくてよいというケースもございます。です。で、つなぐのが難しいケースもありますが、今学校の方で取り組んでいるのは、カウンセラーやワーカーに、間接的にでもその子の状況を相談して、専門家の意見としてコンサルテーションをしてもらうということをお願いしています。直接つなぐことができていなくても、間接的に専門家のアドバイスをいただいたうえで、学校がチームとなって対応をするということをしてもらうように、担当者にもしっかり説明をしております。

◆三上委員 直接つながらなくても、つなぐことで間接的に対応しているのはいいですね。是非引き続きお願いします。

◆久山教育長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

◆児島委員 先生方は頑張っておられるのですね。

◆久山教育長 それではこの件は終わりにして、次に、報告事項（３）「会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、報告事項（３）「会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について」ご報告をいたします。資料の方をご覧ください。この給与の過大支給につきましては、本年４月３０日の教育委員会でも報告したところでございますが、改めましてその後の返還状況等につきまして、ご報告をいたします。今回の事案でございますが、令和６年度、昨年度の人事院勧告に準じて行いました給与改定の際、会計年度任用職員のうち、業務員及び調理員の給与について、担当者が改定後の給料表を見誤っていたこと、それから、私を含め組織的な確認作業が不足していた、そういったことで、令和６年４月から令和７年２月までの給与について、過大支給となっていたものでございます。過大支給となった対象者の人数は、合計で９４人、過大支給の合計金額は、２１８７

万2797円で行っていました。そして4月7日から4月14日までにかけまして、対象者の勤務場所、各学校、園、調理場、すでに退職された方につきましては、ご自宅の方に訪問させていただいて、全員の方に直接お詫びをし、過大支給となった経緯、金額の内訳等の説明を行うとともに、返還をお願いしたところでございます。返還をお願いするにあたりましては、対象者の皆様の個々のご事情等を考慮いたしまして、一括でお返しいただくか、分割でお返しいただくか、あるいは分割の回数をどうするかといったご意向を対象者の方皆様に確認した上で、それに基づき4月から10月にかけて、返還をしていただいたところでございます。最後に返還状況でございます。10月31日をもって、対象者の方全員から全額の返還をいただいたところでございます。対象者の皆様のご理解とご協力には、頭が下がる思いでありますけれども、今後、組織的なチェック体制をより徹底し、再発防止に努めていく所存でございます。以上でございます。

◆久山教育長 ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。完了したということでございます。それでは次に、報告事項(4)「学校給食費の現状について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、報告事項(4)「学校給食費の現状について」ご報告いたしますので、資料をご覧ください。まず、この表の左側の欄に、現行の給食費について記載をしております。この額につきましては、令和6年4月に改定した金額でございます。1食あたり、小学校が320円、中学校が380円、幼稚園が284円となっております。令和5年度までは、小学校が260円、中学校が320円、幼稚園が247円で行っていました。このうち、小学生・幼稚園児につきましては、昨年度、令和6年度の1年間は据え置きとし、令和7年度からこの金額に値上げをしております。なお、中学生につきましては、総社市学校給食費無償化に関する条例によりまして、令和6年度から、生徒に係る給食費については、無償としているところでございます。基本的にこの給食費は、1食あたりの単価となるものでございますが、昨今の物価高騰の中で、質・量を維持するために、令和7年度、今年度の当初予算においては、必要となる賄材料費について物価高騰分を加味しているところでございます。加味した額が、中央の欄に記載しているもので、小学校はプラス15円の335円、中学校はプラス18円の398円、幼稚園はプラス13円の297円にして、1食あたりの賄材料費について予算措置をしたところでございます。そして、右側の欄に記載しておりますのが、今年度の1食あたりの単価の見込み額でございます。今なお物価高騰が続いております。9月までの賄材料費とそれ以降の物価上昇分を加味し、推計したもので、これまでと同様の給食を提供するためには、当初予算で見込んでいた単価では足りない状況となっております。また、例年12月から新米に切り替わっていきます。それに伴いまして、学校給食用の新米の単価も昨年に比べまして、1.4倍から1.8倍となる、そういった見込みも示されているところでございます。今年度の予算といたしましては、賄材料費の積算におきまして、回数をフルの授業日数でカウントしておりますので、実際の給食の提供日数と比べますと、総額としては多めに予算措置をしていることから、この物価上昇分を見込んで

も既決の、今定めております予算内には収まる見込みというふうになっております。ただ、来年度においてもこの傾向が続くと見込まれるために、必要となる賄材料費、材料費の予算確保と合わせて、給食費をどうしていくか、値上げするかといったことについても、検討していかなければならないと考えております。教育委員の皆様にも、給食費の額の値上げについてご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

◆久山教育長 それでは、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

◆児島委員 と言えはいいのかな。

◆三宅委員 予想だとどのくらいかかるのですか。

◆藤原教育総務課長 来年度の見込みということで、今、小学校345円、中学校410円、今年度の推計ということなのですけれども、来年度、少なくともそれにプラス10円くらいはかかってくるのかなというふうに思っております。

◆三上委員 1か月ごとに保護者から徴収していますよね。だいたい1か月いくくらい。

◆藤原教育総務課長 中学校は今無償化しておりますけれども、基本的に実際食べていただいた金額を最終的には精算するのですが、今小学校でいうと、月5500円いただいているところでございます。来年度値上げしたとしたら、もし355円とか360円ということになると、ひと月あたり6000円くらいの徴収額になるのかなと。あとは実際に食べた数での精算ということになると思います。

◆久山教育長 家計には響くのですけど、物価がこれだけ上がると。

◆三上委員 響きますけど、上げなければ給食の質が落ちるということですよ。栄養面に問題がないとしても、質を落として必要な栄養を取れないのは問題です。

◆久山教育長 質より量。

◆三宅委員 いろんなところが上がっているから、仕方がないかなという気がしますけど。お米もパンも値上がりしているのですよね。

◆児島委員 パンも四角いパンは、小さくなっていないけど、袋に入っているパンはぐっと小さくなっている。

◆三宅委員 すみません。残食の方はどれくらい出ているのですか。

◆藤原教育総務課長 残食についてのご質問ですが、例年かなり、一定数残食はございます。特に中学校が多かったりするのですけれども、それについては例年通りというか、ほぼ同じような数値で発生しています。そちらは、実際には個人差もあるのかもしれないのですけれども、子どもによって偏って分けるというのは、学校給食の本来の意味からいうと正しくないのかなと。それぞれ必要な栄養分を摂っていただきたいということで配膳はしておりますので、一人一人しっかり食べていただければというふうに思っております。以上です。

◆三上委員 給食は、食育として影響が大きいと思うのです。楽しい、たまにはデザートもある、給食が楽しみで来ている子もいるでしょうし、楽しいものでなければいけないと思う

ので、一般の実情から考えると、子どもたちに楽しい食育というところを担保していこうと思うと、やむを得ないのかなというような気がします。

◆久山教育長 ありがとうございます。苦しいところがあるのですが、かなり栄養教諭ともいろんな工夫をしながら、できるだけ安くて、栄養価が高く、おいしいもの。条件を満たすのはものすごく難しいのですけどね。いろいろ工夫して頑張っているところです。ありがとうございます。

それでは次に、報告事項（５）「教育委員会職員の不適切な事務処理について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 失礼いたします。それでは、報告事項（５）「教育委員会職員の不適切な事務処理について」ご説明をいたします。資料の、概要の部分をご覧ください。まず、学校では毎年、健康診断が実施をされております。その健康診断の中で、結核の有無がありまして、小中学校ではこの問診を行うことが義務付けられております。この問診の結果を受けて、所見等がありましたら、総社市教育委員会の方に、精密検査の要検討者ということで報告を求めています。この報告を基に、概要の１行目最後の方から書いてあります、「備中保健所管内総社早島結核対策委員会設置要綱」に基づき、対策委員会を設置し、総社市と早島町の各教育委員会から提出された、各学校の児童生徒の名簿のうち、結核の精密検査の要否を判定し、各教育委員会に答申を行うということを行っております。この答申を基に、各教育委員会は各学校へ結核の精密検査の必要性の有無について通知をしているということでございます。令和７年度に、新たに結核委員会の担当となりました職員が、令和７年５月中旬くらいから資料を取り掛かろうとしましたが、過去の資料が見当たらなかったため、前任の担当者に、資料はどこにあるかと問い合わせをしておりました。それでも、いつまでも出てこないということがありまして、前任者である山部主事に令和６年度の実施状況について何度も確認をしましたが、それでも明確な回答がありませんでした。そのため、現在の担当者から私の方にその旨の報告がありまして、その旨の報告を基に教育長の方に報告をした次第でございます。令和７年７月に、教育長が山部主事に確認をいたしましたところ、令和４年度から令和６年度までの３年間について、結核委員会を開催しておらず、さらに令和５年度及び令和６年度には、決裁を経ずに自己の判断による、精密検査の必要性の有無を記載した判定通知を作成して発出していたということが判明した、というのが概要でございます。中を少し、具体的なお説明をいたします。事件概要の経過等の項目の、令和４年度の記載をご覧ください。令和４年度は、４月当初には健康診断の実施通知は起案がされております。この起案を基に発出をしております。その後、６月頃に起案を基に結核の対象者リストの提出依頼を、令和４年度につきましては、起案を基に発出をしております。この発出を基に、各学校から報告がありましたが、精密検査の検討者リストの報告書の供覧はしておりません。また、精密検査の検討を行う結核対策委員会も、開催をしておりません。別紙、結核対策委員会の検討者名簿の方をご覧ください。こちらの上の方から、令和４年度に検討者として報告があった児童生徒は、No１から３の３名、２校からの報告がありまし

た。この3名の精密検査の要否につきましては、学校に回答の方はしていません。続いて、令和5年度の経緯についてご説明をいたします。事件概要の資料の方を1枚おはぐりください。中段あたり、令和5年度のところです。令和4年度同様に、4月当初には健康診断の実施通知は起案を基に発出はしております。しかしその後、結核検診の実施報告と精密検査の検討者リストの提出依頼の方は、起案をすることなく発出をしております。令和5年度の発出におきましては、本人の顛末書の方では6月頃とありますが、課としましては6月の依頼は確認できておらず、11月に起案をすることなく依頼を発出しているものは、確認をしております。この結果、各学校から報告があった児童生徒は、先ほどの検討者名簿を見ていただくと、No4から15までの12名、4校ですが、うち1名は令和4年度に報告が挙がっている児童生徒と重複をしておりますので、新規の者は実質11名ということでございます。また令和5年度の、結核対策委員会の開催にあたりましては、委員の方が2年間の委嘱となっております。この委員が令和4年度末をもって委嘱期間が切れて、令和5年度は新たに委員の委嘱を行う必要がありました。しかしながら、委員の委嘱はできておらず、結核委員会の開催もできておりませんでした。そのような状況の中で、令和6年1月、令和5年度の3学期の1月から2月頃に、要検討者がいる学校のうち、総社小学校と常盤小学校の養護教諭から、検討結果の文書発出依頼が何度かありました。再三の催促にも対応していないことから、両養護教諭から、「今から学校教育課の方に取りに行く」という連絡があったため、決裁を経ずに、自己の判断による精密検査の必要性の有無を記載した通知を作成し、2校に渡しております。また総社西中学校の養護教諭から、メールによって問い合わせがありました。この問い合わせに対しては、メールで回答をしております。次に、その下段のところの令和6年度です。これまで同様に、4月当初には健康診断の実施通知を、起案を基に発出しております。その後、6月初めに結核実施報告書と精密検査の検討者リストの提出依頼を、令和5年度同様、起案することなく発出しております。この結果、各学校から報告があった児童生徒は、検討者名簿のNo16から27までの12名、4校から報告がありました。うち2名は、令和5年度と同一人物となっておりますので、新規の児童生徒としては10名の者の報告がありました。令和6年度も、委員の委嘱及び結核委員会は開催しておりません。令和5年度同様に、令和6年度の3学期、令和7年の1月から2月にかけて、今度は4校すべての学校の養護教諭から結果についての問い合わせがありました。この問い合わせに対しまして、常盤小学校に対しては、令和5年度同様に決裁を経ずに、自己の判断による精密検査の必要性の有無を記載した通知を作成して、渡しております。次に、これまでの教育委員会の対応の経緯についてご説明をいたします。7月に、山部主事から提出された資料を基に、学校健診における結核検診について、法や国の制度等の確認や、他市や県の結核検診の状況、また担当者の瑕疵に関わるようなことも併せて確認をいたしました。8月初旬、教育長から山部主事に顛末書の提出を指示、8月9日付で教育長が顛末書を受け取っております。また8月20日には、教育長が備中保健所を訪問し、所長に、精密検査をしていないことの危険性や、過去の対象者の扱い、公表についての相談等も致しました。

併せて弁護士にも相談をしたところ、弁護士の方は、対応が不十分な状態で公表すると、必要以上に不安を煽ることや、人種差別等につながる恐れもあるため、結核委員会開催をできていなかったことに対する対応をまずは行うのがよい、という助言を受けました。この助言を受けまして、9月上旬から9月16日まで、山部主事から出された文書は、すべての学校のものでそろっておらず、一部の学校のものしかなかったため、学校教育課職員と職員課職員とで、すべての学校に対し、学校が提出した文書、学校教育課にある文書、学校が学校教育課から受け取った文書の突合、及び現在までの精密検査の対象者となっていた児童生徒の健康状態の確認を行いました。9月22日、すべての学校での調査を基に、令和4年度から6年度までの精密検査の検討者を一覧にとりまとめ、備中保健所長を訪問いたしました。ここで所長に、精密検査の要否の判定をいただき、精密検査の指示をする方針でしたが、精密検査の要否は、令和7年度の結核対策委員会で検討して決定するとの意見をいただきました。結核対策委員会の開催に向けて、早島町教育委員会とも連携を取り、委員の委嘱を10月上旬までに内諾を取り、開催日の調整を行いましたが、すべての委員がそろうという日程がなかなか合わず、委員の方への持ち回り開催といたしました。この持ち回り開催で、すべての委員から精密検査の要否についてのご意見を、10月27日にいただきました。要否については各委員につきまして、意見が分かれたため、11月5日、結核対策委員長の医師のご意見をいただき、要否を確定。精密検査対象者の保護者に11月11日・12日に教育長から説明をいたしております。なお今回、過去3年間検討がなされなかったことを受け、今年度在籍している児童生徒のうち、過去3年間において要検討者となり得る者について、改めて結核対策委員会で検討を行ったところ、過去3年間のリストの中で3名が精密検査必要と判定をされました。この3名については、保護者にも連絡・謝罪をし、精密検査を受けていただくよう依頼をしているところですが、検査結果はまだ出ていない状況です。またその他、リストには令和6年度に転入してきた者が2名おまして、この2名は今年度、令和7年度の検討者名簿にも入っているため、令和7年度の検討者扱いとしておりましたが、来日から1年以上が経過していることから、早く検査をした方がよいと考え、この2名を追加し、合計5名について精密検査を実施する、令和4年度から6年度の検討者の中の5名を実施するという予定です。この2名につきましては、学校には連絡済みですが、保護者の方にはまだ連絡ができていません。通訳等の日程が調整出来次第、お話をさせていただく予定です。以上です。

◆**江口教育部長** 教育長が会議があつて退席されたのですが、この件に対してのご質問等がございましたらお願いします。

◆**児島委員** これは、公になるのでしょうか。

◆**江口教育部長** 今回、今日市長部局に依頼した、分限懲戒審査会が開かれました。それと同じものを今日お配りしてご説明させてもらっています。今村山課長の方から説明がありましたように、まだ検査の結果が出ていないという状況で、処分を決定して公表するということは、先ほどありました弁護士の方からの意見もあつて、そこを固めてきてからの処分の

決定、そして公表ということになろうかと思います。今日の段階では、どのくらいの処分に
するか、誰々処分するかというところの話は、審議会の方でも出ておりませんので、改めて
検査の結果が出揃ってから処分を検討して、処分が決定し次第、おそらくこのレベルの内容
であれば、国からの指針で示すと、免職か停職が妥当というようなラインでありますので、
公表するような処分になるのではなかろうかというところではございます。

◆**児島委員** 検査の結果、何もなければいいよね。そのみよね。

◆**村山学校教育課長** 検査の結果が何もなければ、あくまで公文書偽造なのですが、何かあ
ればまた違う話も入ってくるかと思います。今日ここで具体的な名前を挙げているのは、こ
の議事録は数か月後に出されるので、公表の後に出るだろうということで、教育委員の皆様
が知らないということは適当ではないと思って、発言させていただきました。

◆**江口教育部長** まだ公表はされていないというところなので、皆様まだ外へは、というこ
とでお願いいたします。

◆**三上委員** 質問なのですが、詳しく調べていかれて詰めていかれていると思うのですが、
5名の精密検査が終われば、子どもたちへの、児童生徒への健康面での影響はないだろうと
いうことですか。

◆**村山学校教育課長** これは、プロがおられると思うのですけど。

◆**三宅委員** 今まで何もなかったんで、ないと思いますけど。

◆**三上委員** そこが一番ね、子どもたちにとって、児童生徒にとって、健康被害がないのが
一番です。

◆**三宅委員** 症状がないのであれば、大丈夫じゃないですか。

◆**村山学校教育課長** おっしゃるように、結核は発症しないとうつらないので、もっている
だけの人は、いても大丈夫ということで、転校や入学してから、2週間や1週間、咳が続い
て休むことがあったかという追跡の方はしています。その結果、そんなに長期間休んだ児童
生徒は一人もいなかったんで、疑わしき兆候はなかったと捉えています。今後の予定として
は、血液検査だけだと、保菌はしているけど発症はしていない、もしそれで陽性が出たら、
レントゲンを行うということです。

◆**児島委員** 連続欠席なしと書いてあるね。

◆**三上委員** 良かったです。

◆**児島委員** 何もないことを祈っています。

◆**江口教育部長** 今、精密検査が必要という児童は5名ですけれども、そのほかにも、慎重
に経過観察をしましょうという判定をいただいている児童もいます。そういったところは
養護の先生としっかり情報共有をして、検査にはならなかったけれども、そういった症状が
出てくる可能性もあることを想定して見守るようということで、しっかり対応していこ
うということではございます。

◆**三上委員** 学校との連携がしっかり、養護教諭ともしているということで。

◆**江口教育部長** ほかにございますでしょうか。

◆三宅委員 大丈夫でしょうと。子どもの結核は10何年診たことないので。

◆江口教育部長 審査委員になっていただいている医師の先生方から、今回判定いただく、ある程度の基準とすれば、日本に入国してから2年くらいで子どもは発症する確率が高いので、2年経っていない子は必ず精密検査をしましょうと。ただ今回問診票で拾うのは、3年以内の子どもを拾うことになっていますので、2年から3年くらいの、そういったところはさっき申し上げたように、経過をしっかりと観察する人という判定で、出ているところです。

ほかになければ、報告事項はこれで終わりですが、三宅先生からいただいております、資料の方を三宅先生の方でご報告いただければありがたいです。

◆三宅委員 44～45週2週間分の報告です。10月30日に岡山県にインフルエンザ注意報が発令されました。市内でも小中学生を中心に、インフルエンザAの流行がはじまりました。発表会の練習・修学旅行などでクラスターが出ています。家族内感染で乳幼児の報告が増えています。内科の先生からは、高校生や若い人の報告が増えてきており、市内全域での大きな流行になっていくのではと危惧しています。感染研の報告によると、今年はAH3いわゆる香港型が多く重篤感があります。コロナは少なくなりましたが30例前後続いています。いつも言うのですが、クラスに一人インフルエンザの患者が出ると、学校の先生はご存知かと思いますが、数日後には周囲の5～6人が罹患し、1週間するとクラスの半数が罹患して、2週間でクラス内の流行は終息します。マイコプラズマ感染症は、幼稚園・保育園など低年齢の症例が増えています。百日咳の報告は38週よりありません。見逃しているのかもしれませんが。伝染性紅斑の報告は減少しました。感染性胃腸炎の報告はほとんどありませんが、不気味ですね。これから増えてくると思われます。RSウイルス感染症の報告は続いています。小さい子が罹ると、インフルエンザより怖いのですが、乳児が感染すると重症になり、入院が必要になることがあります。妊婦さん用の予防接種（自費）があります。是非、総社市の方でも助成をしていただきたいなと小児科医は思っています。コロナ・インフルエンザのワクチン接種が10月より始まりしました。まだ間に合いますので、早めに接種しましょう。熱がなくても咳をしている場合は、マスクの着用をお願いします。手洗い・換気に努めてください。小中学校から報告をいただいているのですが、まとめましたので、見ていただけたらと思います。幼稚園・こども園からの報告はありませんでした。流行の始まりであり、多くの施設では今後流行が予想されます。体調不良の場合は無理せず休みましょう。マスクの着用、換気、手洗い、感染対策をしっかりとしましょう。ワクチン接種を予定されている人は、早めに接種しましょう。中学校の方ですが、東中の3年生が18例、これは5月にB型が流行しました。西中がちょっと多くて、A型の流行があり、学級閉鎖になり、現在も流行中です。一生懸命歌の練習をして、広がったようです。中央小学校4年生は、合唱祭の練習で感染が一気に拡大、学年閉鎖になりました。4年生だけ多かったですね。常盤小学校6年生は、修学旅行で感染が拡大、学級閉鎖になりました。今のところ全体での感染の出席停止は、241名、3.4%ですが、大体毎年20～30%くらいで、まだはじめなので、注意して対策をとってください。去年の時は、年末年始ですごい流行があったので、

小・中の報告数は割と少なかったです。たぶん年末年始の休みの間に罹って、上がってこなかったのが多いのかなと思います。診療所が診ていますので。幸いあまり広がっていないようなので、よろしくお願いします。以上です。

◆江口教育部長 ありがとうございます。この件に関してご質問等はございますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会の日程ですが、１２月１９日（金）午後２時３０分から、市役所６階６０２会議室で開催いたします。

次に、１月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** １月の教育委員会について日程調整***

◆江口教育部長 それでは１月の教育委員会は、１月１９日（月）午後２時００分から市役所６階６０２会議室で開催いたします。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後３時５０分】